

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く。))

次のとおり指名競争入札の手続を開始します。

令和8年2月10日

支出負担行為担当官

佐賀少年刑務所長 福田 篤史

1 競争入札に付する事項

- (1) 品目分類番号 42
- (2) 業務名 令和7年度佐賀少年刑務所2号棟宿舍改修実施設計業務
- (3) 業務内容 本業務は、佐賀少年刑務所職員宿舍改修工事の実施に伴う設計業務を行うものである。
- (4) 履行期限 令和8年8月31日

2 参加表明書の提出に必要な資格要件

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 法務省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(業種区分が建築関係建設コンサルタント業務であるもの)の認定を受けていること (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争 (指名競争) 参加資格の再認定を受けていること。) 。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記(2)の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 法務省大臣官房施設課長から測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務 (以下「建築関係建設コンサルタント業務等」という。) に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めて

いないこと。

- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 管理技術者（※ 1）及び主たる業務分野（※ 2）の主任担当技術者（※ 3）は、参加表明書提出者の組織に所属していること（参加表明書の提出日以前に参加表明書提出者と 3 か月以上の雇用関係にあること。）。

なお、本業務の主たる業務分野は、建築とする。

※ 1 「管理技術者」は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理及び統括等を行う者をいう。

※ 2 「業務分野」の分類は下表による。

なお、参加者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えない。

ただし、この場合における当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者については「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければならない。また、下表の業務分野を分割又は統合して、新たな分野として再設定してはならない。

| 業務分野 | 業務内容 |
|------|---|
| 建築 | 令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一第 1 項において示される「設計の種類」における「総合」 |
| 電気設備 | 同上「設備」のうち、「電気設備」 |
| 機械設備 | 同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」 |

※ 3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各業務分野における担当技術者を統括する者をいう。

- (9) 管理技術者は一級建築士であること。
- (10) 管理技術者は、各業務分野の主任担当技術者を兼任できる。
- (11) 管理技術者の手持ち業務は、参加表明書の提出期間の最終日現在で、携わっている設計業務（特定後のもの及び落札後未契約のもの（※）を含む。ただし、設計意図伝達業務及び工事監理業務は含まない。）が、5 件以内であること。
- ※ 「特定後のもの及び落札後未契約のもの」とは、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務をいう。
- (12) 管理技術者及び主任担当技術者は、平成 28 年度以降の同種又は類似業務に携わった経験があること。
- (13) 主たる業務分野（担当技術者及び積算に関する業務を除く。）については、他の企業の協力又は学識経験者の援助を受けないこと。
- (14) 参加表明書の提出者又は協力事務所（提出者が当該業務について他の企業の協力又は学識経験者の援助を受ける場合の当該企業又は学識経験をいう、以下同じ。）が、他の参加表明書の提出者の協力事務所となっていないこと。

ただし、積算に関する業務を除く。

- (15) 再委託先である協力事務所が法務省大臣官房施設課長から建築関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒840-0856 佐賀県佐賀市新生町2番1号
佐賀少年刑務所用度課
電話 0952-24-3291 内線 137
- (2) 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法
- ア 交付期間 令和8年2月10日から令和8年2月20日までの9時00分から17時00分まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日）を除く。
- イ 交付場所及び交付方法
入札説明書等（別冊図面・設計業務委託特記仕様書を除く。）は、上記(1)にて交付する。
- (3) 参加表明書等の提出期間、提出場所及び提出方法
- ア 提出期間 令和8年2月20日 17時00分まで
- イ 提出場所及び提出方法 上記(1)の場所に1部持参又は郵送（受付期間内必着）による（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。
- (4) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法
- ア 提出期限 令和8年3月12日 17時00分
- イ 提出場所及び提出方法 上記(3)イに同じ。
- (5) 開札の日時及び場所
- ア 日時 令和8年3月13日 10時30分
- イ 場所 〒840-0856 佐賀県佐賀市新生町2番1号
佐賀少年刑務所庁舎2階会議室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
納付（保管金の取扱店 日本銀行佐賀代理店（佐賀銀行本店））。
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行佐賀代理店（佐賀銀行本店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代え

ることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公示に示した参加表明書の提出に必要な資格要件を欠く者のした入札、参加表明書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続において交渉を行う意図の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(9) 詳細は入札説明書による。